

◇ 「特定疾病療養受療証」申請のお願い ◇



『特定疾病療養受療証』とは？

「特定疾病療養受療証」とは、公的医療保険制度における、療養の給付の1つです。

厚生労働大臣の指定した長期高額疾病（血友病 A・血友病 B・血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症が該当します）による療養者を対象に医療費の自己負担が1ヶ月10,000円に軽減されるものです。

受療証の提示によって軽減された10,000円の自己負担分が小児慢性特定疾病医療費の公費負担対象になりますので、引き続き窓口での自己負担はありません。

『小児慢性特定疾病医療費の対象となる医療費』について

小児慢性特定疾病医療費において、医療機関が栃木県に対して請求できる費用は、「一般的な保険診療（医療費）にかかる自己負担額から、医療保険により行われる医療に関する給付の額を控除した額」となっています。

このため、対象者の皆様には、特定疾病療養受療証を申請し、受療証を医療機関窓口へ提示していただきますようお願いいたします。

〈自己負担額が10,000円を超える場合〉

（保険者負担）	（保険者負担） 特定疾病療養受療証 による給付 <small>（自己負担分10,000円を超えた額）</small>	（公費助成） 小児慢性特定疾病 医療費による助成 <small>（10,000円）</small>
医療費（7割）	医療費（3割）	

【申請方法】

申請窓口は、加入する健康保険（健康保険組合や国民健康保険など）になります。手続きの詳細については、加入する健康保険組合等にお問い合わせくださいようお願いいたします。

【医療機関受診にあたって】

医療機関の窓口で「特定疾病療養受療証」と「小児慢性特定疾病医療受給者証」を同時に提示していただく必要があります。

